

資料 1

議 事 録

件 名	第 2 回宜野湾市上下水道料金等審議会
開催日時	令和元年 7 月 8 日（月） 1 0 時 0 0 分～ 1 2 時 0 0 分
開催場所	上下水道局 2 階会議室
出席者	<p> ■平剛委員 ■福里清孝委員 ■加藤壮一委員 ■森田進委員 ■波平道子委員 ■宮城恵美子委員 （上下水道局） ■石川次長兼業務サービス課長 ■與那原総務企画課長 ■呉屋下水道施設課長 ■高宮城水道施設課長 ■徳田技幹兼排水設備係長 ■親川業務管理係長 ■企画係（事務局） （企画部） ■松本企画部次長 ■米須財政課長 </p>

	内 容
事務局	<p>これより、第 2 回宜野湾市上下水道料金等審議会を開会する。</p> <p>まず初めに会の成立について報告する。宜野湾市上下水道料金等審議会規程第 6 条第 2 項の規定により過半数の委員の出席が認められる為、本審議が成立することを報告する。</p> <p>それでは、平会長に進行を願いたい。</p>
会長	<p>それでは、会を進行する。</p> <p>まず初めに、第 1 回目の審議会において、当審議会の公開についての採決がなされていなかった為、本日改めて採決を行いたい。</p> <p>「原則公開」、「議事録は氏名を伏せ、最後に公開」「マスコミには積極的な通知はしない」「会議の開催通知は市のホームページ及び上下水道局の掲示版で周知する」に賛成の方挙手を願いたい。</p>
委員	<p>【挙手】</p>
会長	<p>賛成多数でありますのでそのように決定する。</p> <p>続いて、第 1 回審議会にて「水道料金については改定しな</p>

事務局	<p>い」ことと決定し、下水道使用料のみ審議することとなったことを改めて確認し、次第に沿って進める。</p> <p>第1回審議会にて森田委員より要求のあった資料について、提出がされているので事務局に説明を願いたい。</p> <p>【沖縄県内11市公共下水道整備状況】</p> <p>資料2について説明。</p>
会長	<p>この報告の質疑については、後程議題審議の中で承る。</p> <p>次に、下水道事業会計の収益・費用について事務局より説明を願いたい。</p>
事務局	<p>【報告：下水道事業会計の収益・費用について】</p> <p>資料3について説明</p>
会長	<p>この報告の質疑についても、後程議題審議の中で承ることとし、次に進む。</p> <p>本日は、一般会計の状況についても説明を受けたいので、企画部財政課より宜野湾市における一般会計の状況について説明を願いたい。</p>
企画部財政課	<p>【報告：本市一般会計等の状況について】</p> <p>別紙資料（企画部作成）について説明</p>
会長	<p>この資料等について、質問があれば挙手願う。</p>
委員	<p>現在、下水道において基準外の繰出金をしてもらっているが、一般会計は今後も繰り出すことは可能か。</p>
企画部財政課	<p>先ほど申し上げた通り、一般会計の状況は非常に厳しく、財政調整基金の大幅な取り崩しを行っている。もちろん今後も事業の適正な運営をしていただく必要があることから、基準内繰入金についてはこれまで通り繰り入れることとなる。しかし、基準外繰入金については、今後の調整事項であると考えてる。</p>
委員	<p>現在、一般会計から1億8千万円の基準外繰り入れを行っているが、同程度の金額を今後2年後3年後も繰り入れていくことは可能か。</p>
企画部財政課	<p>国保の特別会計では、9億近くの累積赤字となっている。一般会計としては親会的な役割でももちろん支援はしていくつもりではいるが、今後の部分は上下水道局と調整しながら繰出金のあり方を検討していく</p>
委員	<p>承知した。</p>

委員	一般会計の赤字がこの先進んでいた場合、市としてどのような状況が起こるのか。国の指導が入ったりするのか。
企画部財政課	資料の見込みのまま推移した場合、国の管理下におかれてあらゆる歳出削減等の指導が行われることとなる。そうならないために、行財政改革等を行っている。
委員	これから普天間飛行場返還されて、さらに色々と事業が出てくる中で、多額の予算が必要となり市の負担が大きくなる。基地が返還されても活用できないということが無いように頑張ってもらいたい。
委員	他市町村も宜野湾市と同様な状況なのか。
財政課	全体では調べていないが、中部広域の3市3町3村で構成。その中で確認している情報では、北中城村、中城村は待機児童の解決のため保育施設を建設している。補助金は出るが、建てた後には児童に対する扶助費がかかる。市町村においては、規模の大きい保育所を作った後等の事業の状況に応じて状況が変わるため一概には言えない。市町村によっては人口も増えてきており、財政需要が高まり厳しい状況となっているところがある。
委員	承知した。
会長	質疑も尽きたようなので、次に議題に入る。
事務局	下水道使用料単価改定案について事務局より説明を願いたい。
事務局	【議題：下水道使用料単価改定案について】 資料4-1、4-2について説明。
会長	これより質疑応答に入る。 先程事務局より報告のあった件についても、ここで質問等を受けたい。質問がある場合は挙手を願う。
委員	資料4-1、4-2について、独立採算で運営する場合とあるがどういうことか。
事務局	現在、令和元年度予算ベースで、一般会計から約5億4千万円を下水道事業に繰り入れている状況だが、仮にそれをすべて無くして事業を運営する場合この使用料単価となるということである。
委員	承知した。
委員	資料4-1の表で基準内繰入金とあるが、それは一般会計

事務局	<p>から繰り入れて良いとされている金額ということか。</p> <p>その通り。基準内繰入金については、総務省から一般会計の繰出基準というのがあり、もし一般会計から繰り出しする場合にはこの基準に則って繰り出ししなさいという決まりがある。</p>
委員	<p>独立採算で運営という使用料となると高額となる。その部分は一般会計からの繰り出しをしていただく必要もあると考える。</p>
事務局	<p>下水道事業は、平成30年度に地方公営企業法に移行し、独立採算で運営できることを大きな目標としている。資料の独立採算での使用料は、法の趣旨に基づくところの金額となるということ。実際にここまでの金額にすることは容易でないことは承知している。基準内繰入金とは、一般会計から必ずもらわないといけないものではなく、事業が安定すればそこは求めなくてもよいというもの。</p>
委員	<p>下水道が赤字だが、上水道は黒字。水道と下水道の会計の中で動かすことはできないのか。単に下水道が赤字だから使用料を値上げするというのは通らないのではないか。</p>
事務局	<p>上下水道局として運営しているが、事業は別となる。水道、下水道で会計も別で、赤字分を上下間の会計で都合すること等は現状の法律では出来ない。</p> <p>水道事業は黒字の為、料金改定の必要はない。</p>
委員	<p>下水道事業は経営が厳しくなっているので、使用料改定の審議会をお願いしているところである。</p> <p>下水道は日常的に使うもの。受益者負担の原則であるので悩ましいところではあるが、どこかで使用料改定の決断をする必要はあると考える。どの位の値上げを行うと何年先まで安泰などの目安はあるのか。</p>
事務局	<p>国の目安としては、3～5年に1度、経営の状況を見て料金の見直しをするようにという方針がある。宜野湾市は、平成21年度に使用料の改定を行っている。これまで10年程改定を行っていない。次年度以降、一般会計からの赤字分の繰り入れが困難になっていく状況を見据えて、委員の皆さまの審議の中である程度の金額の改定は必要であると考えている。</p>
委員	<p>資料4-1、4-2から、赤字補てん分の基準外繰入金を無くす為には、20円以上の値上げが必要と読みとれる。</p>

事務局 委員	<p>しかし、それに加えて内部で支出についての経営努力は必要なので、事務局にはそこについてもきちんと考えてほしい。</p> <p>承知した。</p> <p>使用料をどの位の金額上げるかが問題である。</p>
会長	<p>独立採算の考え方として、基準内繰入金については、総務省の通達で一般会計が下水道会計に出しなさいという金額のためこの部分は一般会計負担で良いのではないかと考える。今後、県の維持管理負担金が3円程度値上げになる。その分も含めると25円で独立採算が可能となる。一度に25円程度あげるのは厳しいはず。宜野湾市は人口が増えているのでどの程度値上げするかを審議になる。</p>
委員 会長	<p>他に質疑はあるか。質疑も尽きたようなので、議決に移る。</p> <p>事務局のこれまでの説明は増額改定である。下水道使用料の増額改定に賛成の委員の挙手を求める。</p>
委員	<p>【挙手】</p> <p>全会一致のため、当審議会は下水道使用料の増額改定に賛成することに決定する。</p> <p>本日の会議はこの程度に留め次回に再度審議したい。</p> <p>異議はあるか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議がないためそのように決定する。</p>
事務局	<p>次に、事務局より次回の日程及び委員の皆様より資料要求等あればお願いしたい。</p> <p>次回日程は、8月5日（月）10時を予定している。</p>
会長	<p>次回審議の際には、基本料金も含めた従量制の中でどの階層でどの位の金額上げるか等数パターンをお示しする予定なので宜しくお願いしたい。</p> <p>これにて第2回宜野湾市上下水道料金等審議会を閉会する。</p>

※子育て世帯等に配慮した単価設定

改定単価15円【基本使用料変更なし】

資料2-1

改定条件

- ・平成30年度の調定件数をもとに、m³毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・基本水量及び基本使用料を現状維持とした。
- ・8 m³から30m³までは、基本使用料を変更していないため、子育て世帯等に配慮ができないので現状維持とした。なお、他の階層においては割高の設定となっている。
- ・30m³から1000m³の単価については、使用料増額予定分の127,670,000円を確保する単価設定とした。
- ・本市は営業用の単価を設定していないことから、水量の多い階層については維持管理費を考慮した単価設定とした。

【税抜単価】

【1カ月当り（税抜）】

	水量（1か月）	対象件数	予定単価	現行単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500円	500円	0円
超過料金（1m ³ につき）	8立方メートルを超え30立方メートルまで	58,247件	70円	70円	0円
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	39,422件	82円	80円	2円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	26,316件	120円	92円	28円
	100立方メートルを超え300立方メートルまで	8,757件	130円	102円	28円
	300立方メートルを超え500立方メートルまで	1,973件	140円	112円	28円
	500立方メートルを超え1000立方メートルまで	871件	145円	135円	10円
	1000立方メートル以上	300件	150円	140円	10円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20m ³	1,340円	1,340円	0円
一般家庭4名家族	24m ³	1,620円	1,620円	0円
一般家庭5名家族	30m ³	2,040円	2,040円	0円
社会福祉法人保育園	102m ³	8,444円	9,940円	1,496円
スーパー	397m ³	39,504円	49,260円	9,756円
大型遊戯施設	843m ³	97,345円	113,415円	16,070円
1000m ³ 以上事業所（食品加工）	6070m ³	828,340円	896,680円	68,340円
1000m ³ 以上事業所（宿泊業）	11521m ³	1,591,480円	1,714,330円	122,850円

※子育て世帯等に配慮した単価設定

改定単価15円【基本使用料50円引下】

資料2-2

改定条件

- ・平成30年度の調定件数をもとに、 m^3 毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・基本水量を現状維持とし基本使用料単価を50円引き下げた。
- ・8 m^3 から30 m^3 の階層において現行単価より3円引き上げたが、基本使用料を引き下げたことにより、現行の使用料と比較し若干の減額となる。ただし、25 m^3 から30 m^3 の階層においては若干の増額となる。
- ・30 m^3 から1000 m^3 の単価については、使用料増額予定分の127,670,000円を確保する単価設定とした。
- ・本市は営業用の単価を設定していないことから、水量の多い階層については維持管理費を考慮した単価設定とした。

【税抜単価】

	水量（1か月）	対象件数	予定単価	現行単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	450円	500円	-50円
超過料金（1 m^3 につき）	8立方メートルを超え30立方メートルまで	58,247件	73円	70円	3円
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	39,422件	88円	80円	8円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	26,316件	118円	92円	26円
	100立方メートルを超え300立方メートルまで	8,757件	125円	102円	23円
	300立方メートルを超え500立方メートルまで	1,973件	135円	112円	23円
	500立方メートルを超え1000立方メートルまで	871件	145円	135円	10円
	1000立方メートル以上	300件	150円	140円	10円

【1か月当り（税抜）】

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20 m^3	1,340円	1,326円	-14円
一般家庭4名家族	24 m^3	1,620円	1,618円	-2円
一般家庭5名家族	30 m^3	2,040円	2,056円	16円
社会福祉法人保育園	102 m^3	8,444円	9,966円	1,522円
スーパー	397 m^3	39,504円	47,811円	8,307円
大型遊戯施設	843 m^3	97,345円	111,451円	14,106円
1000 m^3 以上事業所（食品加工）	6070 m^3	828,340円	894,716円	66,376円
1000 m^3 以上事業所（宿泊業）	11521 m^3	1,591,480円	1,712,366円	120,886円

※子育て世帯等に配慮した単価設定

改定単価15円【基本使用料100円引下】

資料2-3

改定条件

- ・平成30年度の調定件数をもとに、 m^3 毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・基本水量を現状維持とし基本使用料単価を100円引き下げた。
- ・ $8 m^3$ から $30 m^3$ の階層において現行単価より4円引き上げたが、基本使用料を引き下げたことにより、現行の使用料と比較し若干の減額となる。
- ・ $30 m^3$ から $1000 m^3$ の単価については、使用料増額予定分の127,670,000円を確保する単価設定とした。
- ・本市は営業用の単価を設定していないことから、水量の多い階層については維持管理費を考慮した単価設定とした。

【税抜単価】

【1カ月当り（税抜）】

	水量（1か月）	対象件数	予定単価	現行単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	400円	500円	-100円
超過料金（ $1 m^3$ につき）	8立方メートルを超え30立方メートルまで	58,247件	74円	70円	4円
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	39,422件	88円	80円	8円
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	26,316件	110円	92円	18円
	100立方メートルを超え300立方メートルまで	8,757件	130円	102円	28円
	300立方メートルを超え500立方メートルまで	1,973件	140円	112円	28円
	500立方メートルを超え1000立方メートルまで	871件	150円	135円	15円
	1000立方メートル以上	300件	155円	140円	15円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	$20 m^3$	1,340円	1,288円	-52円
一般家庭4名家族	$24 m^3$	1,620円	1,584円	-36円
一般家庭5名家族	$30 m^3$	2,040円	2,028円	-12円
社会福祉法人保育園	$102 m^3$	8,444円	9,548円	1,104円
スーパー	$397 m^3$	39,504円	48,868円	9,364円
大型遊戯施設	$843 m^3$	97,345円	114,738円	17,393円
1000 m^3 以上事業所（食品加工）	6070 m^3	828,340円	924,138円	95,798円
1000 m^3 以上事業所（宿泊業）	11521 m^3	1,591,480円	1,769,043円	177,563円

※全ての階層に応分の負担

改定単価15円【基本使用料変更なし】

資料2-4

改定条件

- ・平成30年度の調定件数をもとに、m³毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・基本水量及び基本使用料を現状維持とした。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・本市は営業用の単価を設定していないことから、水量の多い階層については維持管理費を考慮した単価設定とした。

【税抜単価】

	水量（1か月）	対象件数	予定単価	現行単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	500円	500円	0円
超過料 金 （ 1 m ³ に つ き ）	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	83円	70円	13円
	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	93円	80円	13円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	105円	92円	13円
	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	115円	102円	13円
	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	125円	112円	13円
	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	148円	135円	13円
	1000立方メートル以上	300件	153円	140円	13円

【1カ月当り（税抜）】

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20m ³	1,340円	1,496円	156円
一般家庭4名家族	24m ³	1,620円	1,828円	208円
一般家庭5名家族	30m ³	2,040円	2,326円	286円
社会福祉法人保育園	102m ³	8,444円	9,666円	1,222円
スーパー	397m ³	39,504円	44,561円	5,057円
大型遊戯施設	843m ³	97,345円	108,200円	10,855円
1000m ³ 以上事業所（食品加工）	6070m ³	828,340円	907,146円	78,806円
1000m ³ 以上事業所（宿泊業）	11521m ³	1,591,480円	1,741,149円	149,669円

※全ての階層に応分の負担

改定単価15円【基本使用料50円引下】

資料2-5

改定条件

- ・平成30年度の調定件数をもとに、m³毎の件数を算出し単価を決定した。
- ・基本水量を現状維持とし、単価を50円引き下げた。
- ・全階層一律に13円引き上げとしたが、基本使用料を50円引き下げることにより、2カ月税込額において1,000円以内となるよう目標とした。
- ・使用料増額予定分の127,670,000円を確保するよう、全階層に応分の負担を配分した単価。
- ・本市は営業用の単価を設定していないことから、水量の多い階層については維持管理費を考慮した単価設定とした。

【税抜単価】

【1カ月当り（税抜）】

	水量（1か月）	対象件数 （年）	予定単価	現行単価	差額
基本	8立方メートルまで	17,472件	450円	500円	-50円
超過料 金 （ 1 m ³ に つ き ）	8立方メートルを超え 30立方メートルまで	58,247件	85円	70円	15円
	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	39,422件	95円	80円	15円
	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	26,316件	107円	92円	15円
	100立方メートルを超え 300立方メートルまで	8,757件	117円	102円	15円
	300立方メートルを超え 500立方メートルまで	1,973件	127円	112円	15円
	500立方メートルを超え 1000立方メートルまで	871件	150円	135円	15円
	1000立方メートル以上	300件	155円	140円	15円

モデル	モデル水量	現行額	改定後額	差額
他市町村比較モデル水量	20m ³	1,340円	1,470円	130円
一般家庭4名家族	24m ³	1,620円	1,810円	190円
一般家庭5名家族	30m ³	2,040円	2,320円	280円
社会福祉法人保育園	102m ³	8,444円	9,804円	1,360円
スーパー	397m ³	39,504円	45,289円	5,785円
大型遊戯施設	843m ³	97,345円	109,820円	12,475円
1000m ³ 以上事業所（食品加工）	6070m ³	828,340円	919,220円	90,880円
1000m ³ 以上事業所（宿泊業）	11521m ³	1,591,480円	1,764,125円	172,645円

第2回上下水道料金等審議会資料

資料4-1

※前回審議会配布資料

令和元年度 予算ベース	総汚水量	総使用量	単価 (総使用料÷総汚水量)	一般会計 雨水負担金	一般会計 基準内繰入金 (A)	一般会計 基準外繰入金 (B)	繰入金合計 (A)+(B)
		8,511,322m ³	696,380千円	82円	15,704千円	363,349千円	180,021千円

							(税抜)
	条件	現行単価	加算額	加算後単価	使用料増額分 (C)	県維持管理負担 金単価増額分 (D)	財政効果額 (C)-(D)
①	独立採算で運営する場合	82円	68円	150円	578,770千円	25,534千円	550,683千円
②	1m ³ あたり10円増額	82円	10円	92円	85,113千円	25,534千円	57,026千円
③	1m ³ あたり13円増額	82円	13円	95円	110,647千円	25,534千円	82,560千円
④	1m ³ あたり15円増額	82円	15円	97円	127,670千円	25,534千円	99,583千円
⑤	1m ³ あたり20円増額	82円	20円	102円	170,226千円	25,534千円	142,139千円

※前回審議会配布資料

本市下水道使用料(抜粋)

基 本		超過使用料(1m ³ につき)	
水 量	料 金		
8m ³	500円	9m ³ ~30m ³	70円

○モデルケース(4人家族、汚水量200ℓ/人/日)で試算

(税抜)

	条 件	汚水量/月	現行単価	現行月額	加算額	加算後単価	加算後月額	増額分	
								1ヶ月	2ヶ月
①	独立採算で運営する場合	24m ³	70円	1,620円	68円	138円	2,708円	1,088円	2,176円
②	1m ³ あたり10円増額	24m ³	70円	1,620円	10円	80円	1,780円	160円	320円
③	1m ³ あたり13円増額	24m ³	70円	1,620円	13円	83円	1,828円	208円	416円
④	1m ³ あたり15円増額	24m ³	70円	1,620円	15円	85円	1,860円	240円	480円
⑤	1m ³ あたり20円増額	24m ³	70円	1,620円	20円	90円	1,940円	320円	640円

【計算方法】

- ・現行月額の場合:(基本料金8m³)=500円 (超過使用料24m³-8m³=16m³)16m³×70円=1,120円 → (基本料金)500円+(超過使用料)1,120円=1,620円
- ・13円増額の場合:(基本料金8m³)=500円 (超過使用料24m³-8m³=16m³)16m³×83円=1,328円 → (基本料金)500円+(超過使用料)1,328円=1,828円